八　期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として1年に1回以上の頻度で内部監査が行われること。

九　金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十　前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一　取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二　担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三　αを独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

（変更に係る届出）

第五十三条の四　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十三条の五　金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十三条の六　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第七十三条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第八十二条第二項第三号中「（法第三十四条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十五条第一項及び第百十八条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百三十二条第五項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第百三十三条に次の二項を加える。

6　内部格付手法採用金庫の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが1年に満たない場合には1年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ（M）＝$\dfrac{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

第百四十条第五項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第二百十九条中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第二百三十六条第二項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第二百五十三条第一項及び第二百六十条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

○金融庁農林水産省告示第八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月三十日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　内藤　純一
農林水産大臣　山田　正彦

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の六」に改める。

第五十条第一項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改め、同条第三項中「第五十三条」の下に「から第五十三条の六まで」を加え、「場合」を「場合には」に改め、同条第四項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第五十三条第一項中「金融庁長官」を「行政庁」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効EPE

αは、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効EPE＝$\sum_{k=1}^{n}$実効$EE_{t_k} \times \Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$